

議案第 21 号

三朝町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の設定について

次のとおり三朝町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 27 年 3 月 5 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 4 項の規定により、三朝町地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の職員及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、使用する用語の意義は、法に定めるところによる。

（基本方針）

第 3 条 地域包括支援センターは、次条第 1 項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。次条第 1 項第 3 号において省令という。）第 140 条の 66

第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員数の基準)

第4条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満である場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによることができる。

(1) おおむね1,000人未満 前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人

(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。